

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成24年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人妙高高原スキー連盟

3 代表者の氏名

野本 和博

4 主たる事務所の所在地

妙高市大字田口33番地

5 定款に記載された目的

この法人は、スキー・スノーボード選手及び指導者の養成に関する事業を行い、生涯スポーツとしてのスキー・スノーボードの振興を図り、また、国内有数のスキーリゾート地である妙高地域の文化の継承を通じて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 学術・文化・芸術またはスポーツ振興を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

(4) 環境の保全を図る活動

(5) 国際協力の活動

(6) 子供の健全育成を図る活動

(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動